

令和5年度事業計画

1. 総務部

- ① 会員の品位保持及び会員の指導並びに連絡に関する事項
 - イ 職業人としての社会意識を高め、土地家屋調査士の地位向上を図る研修を企画します。
 - ロ 会の諸規則、諸規程等の検討・整備を行います。
- ② 非調査士及び有資格協力者等の情報や報告を調査し、法令違反行為への対応を行います。
 - イ 土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による、法務局からの調査士法違反に関する調査嘱託により調査を実施します。
 - ロ 重大事案であると判断した場合は、顧問弁護士と協議の上、対応について検討します。
- ③ 各支部が会則に基づく活動ができるように支援をします。
- ④ 支部再編、特に小規模支部の在り方について検討します。
- ⑤ 政治連盟と協力して制度対策を行います。
- ⑥ その他、各部の所掌に属さない列記以外の業務を行います。

2. 財務部

- ① 事務局に対し経理事務に関する適正な処理について指導監督を行います。
- ② 親睦事業
 - イ 日調連ゴルフ大会に協力します。
令和5年10月1日(日)から2日(月)
(於郡山ビューホテルアネックス・グランディ那須白河)
 - ロ 各支部の親睦事業に協力します
- ③ 調査士会同好会の活動を支援します。
- ④ 奈良県専門士業連絡協議会に参加します。
- ⑤ 会費の適正な額について検討します。
- ⑥ 会館修繕積立金、財政調整積立金などの積立につき、必要な額を積み立てていきます。
- ⑦ 国民年金基金の加入促進に努めます。

3. 業務部

- ① オンライン申請について会員へのサポート等を行い、研修を企画します。
- ② 筆界特定申請業務について、会員の実務対応の向上を図ります。
- ③ 関係法令・通達等を整理し、ホームページ等にて迅速かつ確実に配信します。
- ④ 表示登記実務研究会を奈良地方法務局と共催し、実務上の諸問題の解決に取り組みます。
- ⑤ 近畿ブロック業務部会に参加し、各会と情報を共有することで、業務改善に取り組みます。
- ⑥ 境界に関する地域の慣習の研究として、奈良県下の市町村や団体が保管する資料の調査・収集・整理の方法を検討し、土地法制についての研修を企画します(社会事業

部協働)。

- ⑦ 会員の測量技術向上のため、最新の測量技術を研究し、研修を企画します。
- ⑧ 「調査士カルテMap」について連合会等からの情報を提供します。

4. 広 報 部

- ① 会報「なら」を年2回(概ね8月、1月)発行します。
- ② 今後の对外広報について検討します。
- ③ 官公署に対し、土地家屋調査士業務と他業種とを明確に分離して発注していただくよう、広報宣伝、陳情要請します(社会事業部協働)。
- ④ ホームページの充実を図ります。
- ⑤ 不動産表示登記無料相談会を開催します。
- ⑥ 法務局その他、行政機関による相談事業等に積極的に参加します。
- ⑦ 相談会事業の広報活動について検討します。
- ⑧ メディア等を使用した对外広報の一環として、FMヤマトに提供し、オリジナル番組を放送します(月1回放送の54分番組『What's 土地家屋調査士』)。

5. 社会事業部

- ① 17市町と公共基準点使用包括承認手続きを行います。
- ② 法第14条第1項地図作成作業は土地家屋調査士業務の基礎であり、専管業務であるとの認識の下、今後も土地家屋調査士に発注していただくよう、努力します。
- ③ 境界に関する地域の慣習の研究として、奈良県下の市町村や団体が保管する資料の調査・収集・整理の方法を検討します(業務部協働)。
- ④ 土地法制についての研修を企画します(業務部協働)。
- ⑤ 法学に関する研修を企画します(境界問題相談センター奈良協働)。
- ⑥ 官公署に対し土地家屋調査士業務と他業種とを明確に分離して発注していただくよう、広報宣伝、陳情要請します(広報部協働)。
- ⑦ 「境界問題相談センター奈良」の活動を支援します。
- ⑧ 公嘱協会に対し必要に応じ助言協力を行います。
- ⑨ 奈良県と締結した災害協定書に基づいて行う支援活動について、想定される事案への対処方法等の研究をします。
- ⑩ 「所有者不明土地問題」と「空家問題」の解決に向け、関係機関・団体に協力します。また、県下市町村の空家等対策協議会の構成員である会員に対し、必要に応じ助言協力を行います。
- ⑪ 大和郡山市西田中町に配点されている認定登記基準点の亡失調査を行います。

6. 研 修 部

- ① 研修計画に基づき、各部が企画する研修を実施し、各支部が実施する研修に協力します。
- ② 例年同様に「研修の日」を年間2回設定し、7月下旬と11月下旬の水曜日に研修を行います。研修会への参加意識を高めることを目的とした試みです。
今年度は7月26日と11月29日の予定です。
- ③ 各種研修会の受講管理について、日調連のCPD(専門職能継続学習)制度に対応し、CPDポイントの管理を行います。

- ④ 研修インフォメーションを作成・管理・運用します。
- ⑤ 近畿ブロック研修部会に参加し、各会と協力して研修会を実施します。
また、各会と研修について情報を共有し、本会の研修実施に役立てます。
- ⑥ 日調連から動画配信されているeラーニングの活用及び、Zoomによるオンライン形式での研修受講についても引き続き推進します。

7. 境界問題相談センター奈良

- ① センターの業務・運営に関する事項
 - イ 電話問い合わせに対応して事前相談、相談、調停を実施します。
 - ロ 弁護士・調査士運営委員による運営委員会(隔月)を開催します。
 - ハ 相談員、調停員を整備します。
 - ニ 各種用紙類、帳簿類の整備を行い、さらに個人情報の管理強化を行います。
- ② 研修に関する事項
 - イ ADRに関連した研修の企画を行います(社会事業部協働)。
 - ロ 研修部が実施する会員研修会への協力をします。
- ③ 他団体との情報交換に関する事項
 - イ 筆界特定室との合同相談を推進します。
- ④ 広報活動に関する事項
 - イ センター事業の広報活動について研究します。